

関係機関が求めるシステムについて

平成30年4月19日

日本工営株式会社 反町 容

都道府県や市町村の責務

(都道府県の責務)

- **第四条** 都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに**当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護**するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、**その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。**

(市町村の責務)

- **第五条** 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに**当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護**するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

都道府県の支援内容

■ 応援部隊運用に関する 配備先の調整



写真提供：岩手県 野田村

■ 避難所運営支援



写真提供：青森県 三沢市

■ 緊急物資及び物流調整



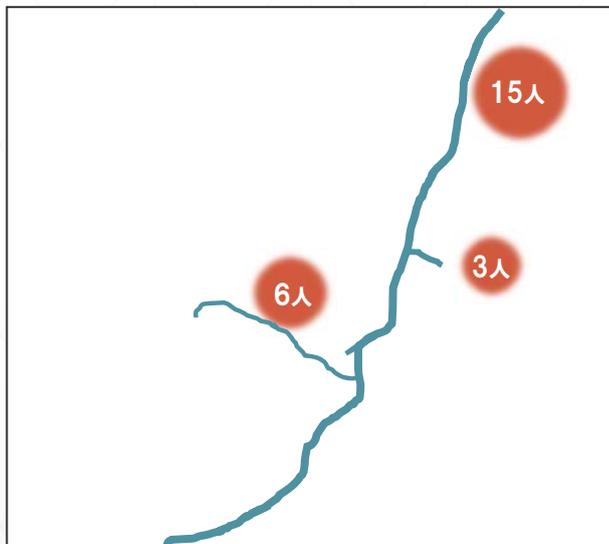
写真提供：宮城県 七ヶ浜町

出典：東北地方整備局（震災伝承館）<http://infra-archive311.jp/>

- 都道府県有施設の貸し出し
- 被災地の非常通信の確保
-

把握する情報

■ 応援部隊運用に関する配備先の調整 (人命救助)



【都道府県が把握する情報】

地域	人数
A地区	15人
B地区	6人
C地区	3人

支援対象の把握

把握する情報

■ 避難所確保支援

【都道府県が把握する情報】

避難所	避難者数	収容可能人数
A避難所	121人	200人
C避難所	60人	55人
E避難所	3人	20人

支援対象の把握

■ 非常通信の確保

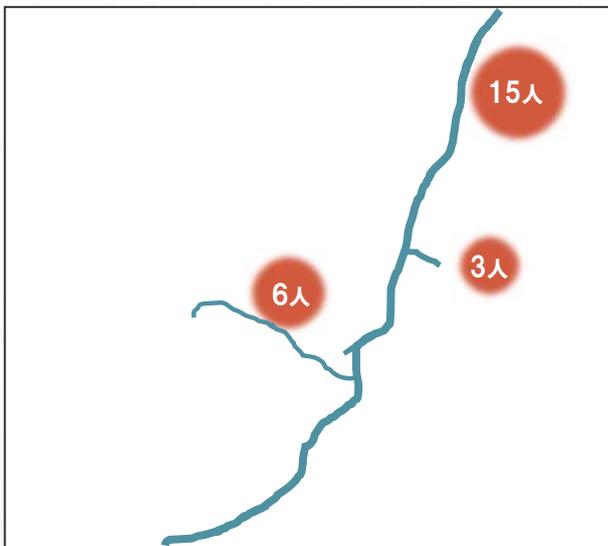
【都道府県が把握する情報】

市町村名	連絡可否	通話状況
A市	可	可
B市	可	可
C町	不可	一部エリアで通話不可
D町	可	可
E市	不可	可
F町	可	可

支援対象の把握

把握する情報（都道府県と市町村との違い）

■ 応援部隊運用に関する配備先の調整（人命救助）



【市町村が把握する情報】

全住民の状況把握

地域	氏名	住所	対応
A地区	□□×× ○○★★ ...	○○町4-2 ××町3-13	県に支援要請
B地区	□×□× ...	□□町386	消防団第一
C地区	○★○★ ...	△△町1-25	消防団第二

【都道府県が把握する情報】

地域	人数
A地区	15人
B地区	6人
C地区	3人

把握する情報（都道府県と市町村との違い）

■ 避難所確保支援

【市町村が把握する情報】

避難所	被害	避難者数	収容可能人数
A避難所	なし	121人	200人
C避難所	なし	50人	55人
E避難所	なし	3人	20人
B避難所	外壁にクラック	-	15人
D避難所	停電、断水	-	80人

全施設の状況把握

【都道府県が把握する情報】

避難所	避難者数	収容可能人数
A避難所	121人	200人
C避難所	60人	55人
E避難所	3人	20人

俯瞰的に物事を見るための情報／対応するための詳細情報

関係機関が求めるシステム

- ・ 都道府県や市町村などで取り扱う情報は異なる
- ・ 同じ災害対応の区分（救命救助、避難所運営等）にあっては、対応に必要な情報のソースは同一である
- ・ それらを集約、統合あるいは間引くなどの処理・加工の点で異なる

災害対応を最適化するシステムとは



- ・ 各機関が自分たちの対応に即したシステムを構築
- ・ これらシステム間でデータを相互に流通